

# Life care さかい広域

vol.44  
夏号  
2014.8.15



☆あわら市、坂井市において、介護予防事業を実施しています。写真は介護予防教室（寝こまんぞー教室）の一角です。  
（場所：坂井市 三国加戸公民館）

## Content

介護保険料について	2~3
第6期介護保険事業計画策定に着手	4
代官山墓地使用の受付について	5
さかいクリーンセンターからのお知らせ	5
議長あいさつ・議会一般質問	6~7
広域連合NEWS	8









## 坂井地区広域連合

### 議長就任おめでとう



このたび、7  
月坂井地区広域  
連合議会定例会  
におきまして、

議員各位のご推挙により、議長の要職に就くことになりました。大変身に余る光栄でありますとともに、その責任の重さを痛感しているところでございます。

各事務組合が連合に統合して順調に2年が経過しましたが、当広域連合の果たす役割が拡大しております。今後の社会

## 第48回 広域連合議会定例会

### 一般質問

#### 吉川 貞明 議員

### 第6期介護保険事業計画策定について

第6期介護保険事業計画期間における介護保険事業等意向調査について

各事業者から寄せられた意向調査結果について、特定施設に対する希望事業所名と各希望定員数について。

各事業者の意向の実現を後押しする点について。

住所地特例の積極的な取り入れ方に対する考えについて。

「事業計画策定委員会」において、開示する内容とは考えているが、具体的な事業者名についての公表は考えていない。

利用者にとって利便性の高い事業計画を策定することは大切であるが、必ずしも、事業者側の意向の実現を後押しすることではないと考えている。

なお、当広域連合としては、第6期介護保険事業計画は、平成27年度から3年間だけの推計を立てての計画ではなく、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた中長期的な計画の策定が求められている。

それは、たとえ重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実現を目指すものである。

坂井地区で実施した、在宅で要介護状態の人および家族の人へのアンケートにおいても、最後まで住み慣れた地域で暮らしたいと望む人が約8割。今後「地域包括ケアシステム」の構築において、介護事業所はその一翼を担う重要なものがあり、その意向を把握し、構成市と連携を図り、取り組んでいきたい。

事業計画を策定する際に、住所地特例による坂井地区以外からの施設入居者数をあらかじめ計画値に入れて、施設の整備

計画を立てることはできないと考えている。

#### 畑野 麻美子 議員

医療・介護保険総合法案の問題点について  
市町村の地域支援事業に置き換えられる要支援者の現状のサービス継続について。

特別養護老人ホームは原則、要介護3以上でないと入れない。現在、坂井地区で要介護1・2で施設に入所している人は何人か。また無理やり退所させることがないような対応について。

介護保険に2割負担を導入することについて。  
介護保険が広域連合であることの意義について。

予防給付のうち訪問介護・通所介護は、平成29年度までに、地域の実情に応じた取り組みができる、「新しい総合事業」へ移行することになっている。「給付」から「事業」への移行により、多様な主体による多様なサービスが可能となり、事業の実施方法もさまざまな形で展開でき、効果的かつ効率的にサービスが提供できることを目指している。

なお、専門的なサービスを必要とする人に対しては、既存の介護事業者等も活用して、専門的なサービスを提供することも可能となっている。

現状のサービス継続という点については、すでにサービスを受けている人は、事業移行後も市のケアマネジメン

トに基づき、既存サービス相当のサービスが利用可能となる。

2 平成27年4月以降の新規入所者の人については、原則、要介護3以上の人に限定されることとなっている。ただし、既に入所されている人については、引き続き、施設サービスの受給を継続することができ、無理やり退所させられるようなことはない。

3 今回の改定では、低所得者の保険料の軽減割合を拡大する一方で、一定以上の所得のある利用者の自己負担については、一律1割から2割に引き上げられる。ただし、世帯の月額上限があるため、見直し対象となる全員の人の負担が2倍になるわけではない。

4 介護保険の広域化のメリットとして、財政運営の安定化、事務の効率化、保険料の均一化などをあげることができる。旧坂井郡六町の時から、介護保険行政は、広域連合の形態で実施している。今後、広域的に取り組むべき、医療と介護の連携や、地域の実情に合わせて取

り組むべき、介護予防や生活支援サービスの充実など、介護保険者である広域連合と構成市の役割を再認識するとともに、連携して着実に事業を実施することで、坂井地区全体のポトムアップにつながり、市民の人が大きな恩恵を受けると確信している。

### 永井純一議員

#### Q 地域包括ケアシステムの構築について

1 地域包括ケアシステムの構築に向けての位置づけと取り組みについて。

2 認知症対策について。

3 要支援者向けの新しい総合事業について。

1 高齢者の人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができ

る「地域包括ケアシステム」の実現に向けては、第5期介護保険事業計画より取り組んでいる。第6期の中での取り組みについては、2025年に向け「地域包括ケア計画（※1）」として、位置づけられている。

この事業計画の財政的な裏付けに基づき、当広域連合と構成市は、連携を密にして中長期的な視野に立った施策の展開を図ることと認識している。

2 認知症施策の推進は、今回の制度改正の大きな柱のひとつ。現在、あわら市および坂井市において、「認知症ケアパス

（※2）」の構築を目指した作業を進めているところ。第6期以降の介護保険事業計画に反映していく。

3 要支援者向けの訪問介護および通所介護については、平成29年度までに、新しい総合事業として、地域支援事業へ移行することになっている。移行時期、実施方法、事業規模などについては、今後「事業計画策定委員会」において検討していくが、11月の定例議会において中間報告をする予定。

※1 地域包括ケア計画：在宅医療・介護連携の推進などの新しい地域支援事業や新しい総合事業を積極的に取り組み、地域づくり・まちづくりを本格的に進める計画。

※2 認知症ケアパス：認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現に向け、状態に応じた適切なサービス提供の流れを構築すること。

現在の広域連合議会の議員の皆さんは次のとおりです。（敬称略。◎議長、○副議長）

#### あわら市（7名）

- ◎ 平野 時夫
- ◎ 毛利 純雄
- ◎ 杉本 隆洋
- ◎ 北島 登
- ◎ 卯目 ひろみ
- ◎ 山川 豊
- ◎ 杉田 剛

#### 坂井市（11名）

- ◎ 後藤 寿和
- ◎ 渡辺 竜彦
- ◎ 南川 直人
- ◎ 吉川 貞明
- ◎ 佐藤 寛治
- ◎ 東野 栄治
- ◎ 伊藤 聖一
- ◎ 川畑 孝治
- ◎ 永井 純一
- ◎ 畑野 麻美子
- ◎ 田中 千賀子

議会運営委員に選出された議員の皆さんは次のとおりです。（敬称略。◎委員長、○副委員長）

- ◎ 田中 千賀子（坂井市）
- ◎ 杉本 隆洋（あわら市）
- ◎ 毛利 純雄（あわら市）
- ◎ 吉川 貞明（坂井市）
- ◎ 東野 栄治（坂井市）

# 広域連合NEWS

## 介護保険事業者 ネットワークさかい総会

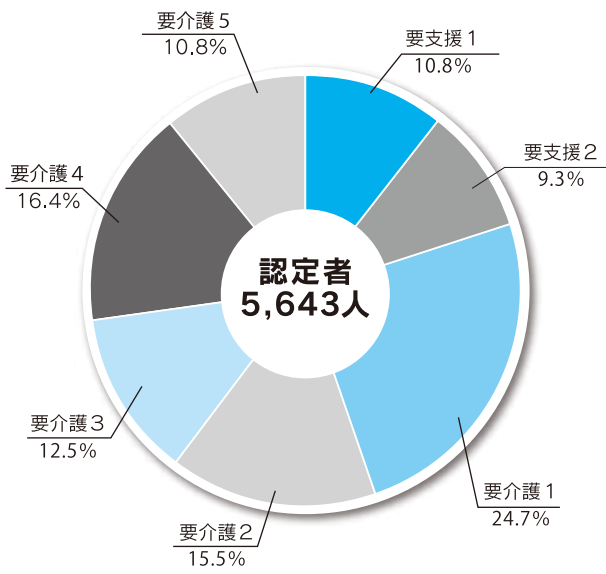


6月5日(木)に坂井市坂井地域交流センターいねすにて、福井県長寿福祉課熊谷課長、橋本広域連合長を来賓として迎え、「介護保険事業者ネットワークさかい総会」が開催されました。総会後に開催した症例発表会では、5つの症例が発表され、来場した介

護保険事業関係職の皆さんは、サービス提供に関する各事業所の取り組みに熱心に耳を傾けていました。また、今回の介護保険法の改正が大幅なものであるため、当広域連合より主な介護保険法の改正内容についての説明も行いました。



## 要介護等認定者数の状況



	あわら市	坂井市	計
要支援1	157 (+4)	451 (+60)	608 (+64)
要支援2	138 (+19)	385 (+23)	523 (+42)
要介護1	402 (+1)	991 (+46)	1,393 (+47)
要介護2	247 (±0)	627 (+16)	874 (+16)
要介護3	192 (+2)	512 (+14)	704 (+16)
要介護4	253 (+1)	676 (-20)	929 (-19)
要介護5	186 (+26)	426 (+2)	612 (+28)
計	1,575 (+53)	4,068 (+141)	5,643 (+194)

( )内は前年同月比  
(平成26年6月末現在)

### 編集後記

男女ともに平均寿命が80歳を超え、さらに福井県は全国でもトップクラスの健康長寿県。自分らしく自立した生活をするためにも、心身の健康を保つことが大切です。

表紙の「寝こまんぞー教室」のような運動教室の他にも、「栄養改善教室」や「口腔機能の向上教室」などたくさんの介護予防教室が開かれています。いつまでも元気に生き生きと過ごすためにも、お近くの教室に参加してみてください。(Ma)

### 介護保険料の納期限は

- 第2期 平成26年 8月25日(月)
- 第3期 9月25日(木)
- 第4期 10月27日(月)
- 第5期 11月25日(火)
- 第6期 12月25日(木)
- 第7期 平成27年 1月26日(月)
- 第8期 2月25日(水)

※納期限までに納めましょう。